



《会計・税務の知識》 速報！与党税制改正大綱

平成20年12月12日、平成21年度与党税制改正大綱が公表されました。世界的な金融不安と実体経済の減速を背景にわが国においても株価が低迷しており、景気も下降局面に突入しています。これを受け、本年度の税制改正は、内需の刺激及び減税措置を中心としてその内容が検討されています。

本年度の税制改正の目玉とされていた相続税の遺産取得課税方式導入は見送られましたが、予定どおり取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度等が創設されました。住宅ローン減税制度の延長・拡充とともに、土地の流動化・有効利用の促進のために、平成21、22年中に取得した土地の将来譲渡益に係る1,000万円特別控除、保有する土地の将来譲渡益にかかる課税の繰延べ制度が創設されています。また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率の特例は本年末で期限切れのところ、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%（所得税7%、住民税3%）のまま据え置くとの見直しがなされています。

今回は、速報版として、平成21年度与党税制改正大綱のなかから、主要なものをピックアップしてご紹介します。内容の詳細及びその他の改正事項については、税制改正大綱の本文での確認をお願いいたします。

◆住宅・土地税制

<住宅税制>

税目	項目・概要	適用期限																																																				
所得税・個人住民税	<p>・住宅ローン減税制度（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">一般の住宅</th> </tr> <tr> <th>居住年</th> <th>控除対象借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td rowspan="2">5,000万円</td> <td rowspan="5">10年間</td> <td rowspan="5">1.0%</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>4,000</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>3,000</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>2,000</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">長期優良住宅</th> </tr> <tr> <th>居住年</th> <th>控除対象借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td rowspan="3">5,000万円</td> <td rowspan="5">10年間</td> <td rowspan="3">1.2%</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4,000</td> <td>1.0%</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>3,000</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度【創設】 住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除（当該年分の所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額</p>	一般の住宅					居住年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額	H21	5,000万円	10年間	1.0%	500万円	H22	400	H23	4,000	300	H24	3,000	200	H25	2,000	200	長期優良住宅					居住年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額	H21	5,000万円	10年間	1.2%	600万円	H22	400	H23	300	H24	4,000	1.0%	400	H25	3,000	300	H21-H25 に居住の用に供したとき
一般の住宅																																																						
居住年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額																																																		
H21	5,000万円	10年間	1.0%	500万円																																																		
H22				400																																																		
H23	4,000			300																																																		
H24	3,000			200																																																		
H25	2,000			200																																																		
長期優良住宅																																																						
居住年	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額																																																		
H21	5,000万円	10年間	1.2%	600万円																																																		
H22				400																																																		
H23				300																																																		
H24	4,000		1.0%	400																																																		
H25	3,000		300																																																			
所得税	<p>長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設【創設】</p> <p>・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた長期優良住宅の新築等を行った場合</p>	法律の施行日-H23.12.31 に居住の用に供したとき																																																				



	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な性能強化費用相当額（上限：1000万円）の10%を、その年分の所得税額から控除。なお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除。 住宅ローン減税制度との選択適用。 居住用財産の買換え等の特例との重複適用。 	
所得税	<p>既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除【創設】</p> <p>(1)省エネ改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住者が、自己の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合 その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限200万円（ただし、太陽光発電装置を創設する場合は300万円））の10%をその年分の所得税額から控除。 <p>(2)バリアフリー改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の居住者（50歳以上の者等）が、自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合 その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（上限200万円）の10%をその年分の所得税額から控除。 	H21. 4. 1-H22. 12. 31 に居住の用に供したとき
所得税	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	5年延長、期限延長に伴う所要の措置
所得税	既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除	一定の措置を講じたうえで、5年延長

<土地税制>

税目	項目・概要	適用期限
法人税 所得税・個人 住民税	<p>平成21年及び平成22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度【創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人が、H21. 22年中に取得した土地等を譲渡した場合（所有期間5年超のものに限る）には、1,000万円の特別控除（所得控除）。 法人についても、同様の措置。 	H21. 1. 1-H22. 12. 31 に取得 その年1. 1において所有期間が5年を超えるものを譲渡
法人税 所得税	<p>平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例【創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が、H21. 22年中に土地等を先行取得し、その取得日を含む事業年度終了の日後10年以内に他の土地等を譲渡したときは、先行取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の80%（H22. 1. 1-H22. 12. 31の取得は60%）を限度として圧縮記帳。 	H21. 1. 1-H22. 12. 31 に取得 取得日を含む事業年度終了の日後10年以内に譲渡
法人税 所得税	<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期所得の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え 	3年延長
所得税・個人 住民税	短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度の適用停止措置	5年延長
法人税	法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度の適用停止措置	5年延長
固定資産税・ 都市計画税	H21-H23の土地に係る一定の負担調整措置	



<不動産取得税関係>

税目	項目・概要	適用期限
住宅税制	住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置	3年延長
土地税制	商業地等の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置	3年延長
土地税制	宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置	3年延長

◆成長力の強化・経済の活性化

税目	項目・概要	適用期限
法人税・所得税	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 ・H21.4.1-H23.3.31に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる	この改正に伴い、2年延長

◆中小企業対策

税目	項目・概要	適用期限
法人税	中小企業に対する軽減税率の時的引下げ ・中小法人等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引下げ ・中小法人等＝事業年度末の資本金1億円以下	H21.4.1-H23.3.31 終了各事業年度
法人税	中小企業の欠損金の繰戻し還付【復活】 ・中小法人等の欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができる。	H21.2.1 以後終了各事業年度
法人税	中小企業等基盤強化税制	2年延長

◆相続税制

税目	項目・概要	適用期限
相続税	取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度【創設】 ・経営承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予。 （注）「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者をいう。	H20.10.1 以後の相続等
相続税	取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度【創設】 ①後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を経営していた親族から、贈与によりその保有株式等の全部（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分。「猶予対象株式等」）を取得し、その会社を経営していく場合には、その猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予。	



	②贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用。	
--	--	--

◆金融・証券税制

税目	項目・概要	適用期限
所得税・個人住民税	上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例 ・10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）	H21. 1. 1-H23. 12. 31
所得税・個人住民税	上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例 ・H21. 1. 1-H22. 12. 31 に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例 ・国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例	1年延長 H23. 12. 31 まで（現行H21. 3. 31まで）延長
所得税・個人住民税	源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例 ・H21. 1. 1-H22. 12. 31 に源泉徴収選択口座における源泉徴収税率（特別徴収税率）に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例	1年延長
所得税・個人住民税	少額の上場株式等投資のための非課税措置【創設】 ・居住者等（満20歳以上）、証券会社等に非課税口座を開設。 ・非課税口座は、本措置の施行日から5年内の各年、1年1口座。口座開設をした年の12月31日までに取得したもののみ（取得対価の額100万円まで）受入れ。 ・口座開設年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対して、所得税・住民税非課税。	上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際
所得税・個人住民税	カバードワラントに対する課税方式等 ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等を追加。 ・金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とする。	H22. 1. 1 以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用。
所得税	確定拠出年金制度 （1）企業型確定拠出年金に導入される個人拠出金（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。 （2）確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引上げ。 ①企業型 イ他の企業年金がない場合 月額5.1万円 ロ他の企業年金がある場合 月額2.55万円 ②個人型 ・企業年金がない場合 月額2.3万円	
所得税・個人住民税	生命保険料控除制度【改組】 （1）生命保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等の所得控除【創	H24 分以後の所得税・H25 分以後の個人住民税



	<p>【設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の一般生命保険料控除と別枠で、4万円（住民税2.8万円）の所得控除（介護医療保険料控除）を創設 (2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額 ・それぞれ4万円（住民税2.8万円）（現行：5万円（住民税3.5万円）） 	
所得税・個人住民税	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡大	
所得税・個人住民税	特定口座への上場株式等の保管の委託に関する特例	H21.5.31 期限の到来をもって廃止
所得税・個人住民税	<p>特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用対象に、H21.1.5前に上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式で同日に特定管理口座から払い出されたものにつき、同日以後に株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したとき（同日から当該事実が発生した日までの間に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことその他一定の要件を満たす場合に限る。）を追加。 	
所得税	上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例	1年延長
所得税	<p>上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了又は一部の解約により支払いを受ける金銭等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において発効された上場公募株式投資信託（特定株式投資信託を除く。）に係る信託契約の終了又は一部の解約により支払いを受ける金銭等のうち収益の分配に係る部分（国内において支払われるものにかぎる。）は、所得税を課さない。 	H21.4.1以後の信託契約の終了又は一部の解約について適用。

◆国際課税

税目	項目・概要	適用期限
法人税	<p>外国子会社配当益金不算入制度【創設】</p> <p>(1) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額につき、その内国法人の各事業年度の所得計算上、益金不算入。</p> <p>(2) その配当等の額の5%を、益金不算入とする配当等の額から控除。外国源泉税等の額は、所得計算上損金に算入せず、外国税額控除の対象外。</p>	H21.4.1以後開始事業年度において受ける外国子会社からの配当等の額について適用。
法人税	<p>外国税額控除制度</p> <p>(1) 間接外国税額控除制度【廃止】</p> <p>(2) 外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用</p>	H21.4.1以後開始事業年度において外国法人税の額が減額される場合に適用。
法人税	内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の特例の課税（いわゆる外国子会社合算税制）	特定外国子会社等のH21.4.1以後開始事業年度に係る合算対象とされる金額について適用



◆円滑・適正な納税のための環境整備

税目	項目・概要	適用期限
所得税	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度	2年延長

◆その他の政策税制

税目	項目・概要	適用期限
法人税 所得税	政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例、所得税額の特別控除	5年延長
法人税 所得税	情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度 ・償却限度額を情報基盤強化設備等の普通償却費の額とその取得価額の35%との合計額とする	
印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置	2年延長
印紙税	株式分割等に係る株券等に対する印紙税の非課税措置	適用期限の到来をもって廃止

◆その他

税目	項目・概要	適用期限
所得税・個人 住民税	「生活対策」(H20.10.30決定)において実施することとされた「定額給付金」については、非課税。	
法人税	企業再生関係税制 (1)資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画に係る要件の見直し イ ㈱地域力再生機構が関与した私的整理を適用対象に追加。 ロ 2以上の金融機関等の債務免除等につき、一方の債務免除の当事者に地方公共団体を追加。 ハ 債務免除要件につき、自己に対する債権の現物出資を受ける場合も債務免除があった場合と同様の取扱いとする。 ニ 専門家関与要件について、中小規模再生の場合には、関与すべき専門家の人数を最低限度2名とする。 (2)評価損益の計上対象となる資産の範囲 中小規模再生は、資産の評価差額の最低限度100万円。 評価損の計上対象となる資産の範囲に債権を追加。 (3)仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額の還付 一定の企業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、控除未済額を還付する。	
法人税・所得 税	棚卸資産の評価 ・所有の経過措置を講じたうえで、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法を除外。	
法人税	事前確定届出給与に係る届出 ・役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略。	



◆登録免許税関係

税制	項目・概要	適用期限																		
住宅税制	住宅用家屋の所有権の保存登記・移転登記・住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長																		
土地税制	土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置 <table border="1" data-bbox="331 600 906 752"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>軽減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.4.1-H23.3.31</td> <td>10/1000</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1-H24.3.31</td> <td>13/1000</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1-H25.3.31</td> <td>15/1000</td> </tr> </tbody> </table>	期間	軽減税率	H21.4.1-H23.3.31	10/1000	H23.4.1-H24.3.31	13/1000	H24.4.1-H25.3.31	15/1000	H21.4.1以後引上げとされていた税率を2年間据置き、H23.4.1から段階的に引上げ										
期間	軽減税率																			
H21.4.1-H23.3.31	10/1000																			
H23.4.1-H24.3.31	13/1000																			
H24.4.1-H25.3.31	15/1000																			
土地税制	特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（現行1,000分の8）	H21.4.1以後引上げとされていた税率を1年間据置き																		
中小企業対策	信用保証協会の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長																		
その他の政策税制	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の軽減税率を見直し。 <table border="1" data-bbox="331 1048 1125 1308"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21.4.1-H23.3.31</th> <th>H23.4.1-H24.3.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権の移転登記</td> <td>8/1000</td> <td>13/1000</td> </tr> <tr> <td>地上権の移転登記</td> <td>4/1000</td> <td>6.5/1000</td> </tr> <tr> <td>先取特権等の移転登記</td> <td>1.4/1000</td> <td>1.8/1000</td> </tr> <tr> <td>所有権の移転の仮登記等</td> <td>4/1000</td> <td>6.5/1000</td> </tr> <tr> <td>地上権の移転の仮登記等</td> <td>2/1000</td> <td>3.25/1000</td> </tr> </tbody> </table>		H21.4.1-H23.3.31	H23.4.1-H24.3.31	所有権の移転登記	8/1000	13/1000	地上権の移転登記	4/1000	6.5/1000	先取特権等の移転登記	1.4/1000	1.8/1000	所有権の移転の仮登記等	4/1000	6.5/1000	地上権の移転の仮登記等	2/1000	3.25/1000	3年延長
	H21.4.1-H23.3.31	H23.4.1-H24.3.31																		
所有権の移転登記	8/1000	13/1000																		
地上権の移転登記	4/1000	6.5/1000																		
先取特権等の移転登記	1.4/1000	1.8/1000																		
所有権の移転の仮登記等	4/1000	6.5/1000																		
地上権の移転の仮登記等	2/1000	3.25/1000																		